

# 令和7年度 第3回山梨県公立大学法人評価委員会次第

【日 時】 令和8年2月12日（木）午前10時から

【開催場所】 山梨県立大学飯田キャンパス2階 大会議室

## 開 会

- 1 委員紹介
- 2 委員長の選出、委員長職務代理者の指名
- 3 議 題
  - (1) 令和7年度第2回山梨県公立大学法人評価委員会議事概要（案）について
  - (2) 公立大学法人山梨県立大学役員報酬規程の一部改定について
  - (3) 公立大学法人山梨県立大学の業務実績に関する評価基本方針の改正について
  - (4) 公立大学法人山梨県立大学の各事業年度の業務実績評価実施要領の廃止について
  - (5) 公立大学法人山梨県立大学の中期目標期間の業務実績に係る事前評価実施要領の改正について
  - (6) 各事業年度評価廃止後の対応について
  - (7) その他

## 閉 会

### 【配付資料】

- 資料1 令和7年度第2回山梨県公立大学法人評価委員会議事概要（案）
- 資料2 公立大学法人山梨県立大学役員報酬の改定について
- 資料3 地方独立行政法人法改正（年度評価廃止）に伴う対応について
- 資料4 公立大学法人山梨県立大学の業務実績に関する評価基本方針新旧対照表（案）

資料5 公立大学法人山梨県立大学の各事業年度の業務実績評価実施要領（案）

資料6 公立大学法人山梨県立大学の中期目標期間の業務実績に係る事前評価実施要領の改正について

資料6－1 公立大学法人山梨県立大学の中期目標期間の業務実績に係る事前評価実施要領新旧対照表（案）

資料6－2 評価結果（様式）（案）

資料6－3 事前評価の実績報告書（様式）（案）

資料6－4 公立大学法人山梨県立大学 中期計画

資料7 各事業年度評価廃止後の対応について

参考資料1 **【第3期】**公立大学法人山梨県立大学 中期目標

参考資料2 山梨県公立大学法人評価委員会条例

# 公立大学法人山梨県立大学役員報酬の改定について

## 1 改正理由

地方独立行政法人の役員報酬は、国及び地方公共団体の職員の給与等を考慮して定めるよう法律に規定されており、公立大学法人山梨県立大学の理事長の報酬については、山梨県の特別職等の年間給与額等を考慮して決定された経緯がある。また、副理事長・理事の年俸額についても理事長の年俸額の改定にあわせて改定してきた。このため、山梨県特別職の給与改定等を踏まえ、役員報酬の改定を行ったものである。

## 2 改定内容

### ・年俸額の引き上げ

区分	改正前	改正後	改定額
	年俸額	年俸額	年俸額
理事長	14,110,000	14,170,000	60,000
副理事長	10,930,000	10,980,000	50,000
理事	10,930,000	10,980,000	50,000

### ※理事長年俸の算出内訳

	給料月額	期末手当			年収額	年俸額
		加算率	支給月数	支給額		
改定前	830,000	45%	3.45	4,152,075	14,112,075	14,110,000
改定後	830,000	45%	3.5	4,212,250	14,172,250	14,170,000

改定前の年収額＝(830,000円×12ヶ月)＋(830,000円×1.45×3.45)＝14,112,075円≒14,110,000円(改定前の年俸額)

改定後の年収額＝(830,000円×12ヶ月)＋(830,000円×1.45×3.5)＝14,172,250円≒14,170,000円(改定後の年俸額)

### ※副理事長・理事年俸の算出内訳

	H22年俸額	理事長年俸額	H22理事長年俸額	年収額	年俸額
改定前	11,000,000	14,110,000	14,200,000	10,930,282	10,930,000
改定後	11,000,000	14,170,000	14,200,000	10,976,761	10,980,000

算出式＝H22年俸額×理事長年俸額÷H22理事長年俸額

## 3 実施時期

令和7年4月1日から適用する。

<参考>地方独立行政法人法(抄)

(役員報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

## 地方独立行政法人法改正（年度評価廃止）に伴う対応について

### 1 背景

地方独立行政法人法の改正（R5.6.16改正）により、公立大学法人の中期目標を達成するための計画（中期計画）に、適正な業務運営のための指標を記載することにより年度計画策定及び年度評価を廃止することとされた。

公立大学法人山梨県立大学では、令和7年3月7日付けで知事あてに変更認可申請を行い、県は同年3月28日付けで認可した。これにともない、令和7年度から各年度計画の策定及び計画に対する評価は廃止された。

### 2 評価にかかる要領等の改廃

	要領等	改正内容	改正時期
改正	業務実績に関する評価基本方針	年度評価の記載を削除 <a href="#">資料4</a>	R7 評価委員会（本日）
廃止	各事業年度の業務実績評価実施要領	年度評価廃止にともない廃止 <a href="#">資料5</a>	R7 評価委員会（本日）
改正	中期目標期間の業務実績に係る事前評価実施要領	評価指標設定による見直し <a href="#">資料6</a>	R7 評価委員会（本日）
改正	中期目標期間の業務実績評価実施要領	評価指標設定による見直し	R9 評価委員会（予定）

### 3 今後の評価委員会スケジュール

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
第3期 中期目標・計画 (現行)			<u>事前評価</u>	(現目標・計画 終期)	<u>実績評価</u>
第4期中期目標 ※県が策定				<u>案に対する 意見表明 (R9.11月)</u>	(中期目標始動)
第4期中期計画 ※法人が策定				<u>案に対する 意見表明 (R10.1月)</u>	(中期計画始動)
年度評価	R5年度分 評価	R6年度分 評価	年度評価廃止		
その他		<u>実績確認 手法検討</u> <a href="#">資料7</a>		<u>R8年度分 実績確認</u>	

## 公立大学法人山梨県立大学の業務実績に関する評価基本方針新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p data-bbox="248 229 994 260">公立大学法人山梨県立大学の業務実績に関する評価基本方針</p> <p data-bbox="658 323 1099 400">平成22年8月25日 山梨県公立大学法人評価委員会決定</p> <p data-bbox="145 461 1111 584">山梨県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の評価を実施する際の基本的事項を定める。</p> <p data-bbox="152 647 383 678">1 評価の基本方針</p> <p data-bbox="163 692 360 722">(1)・(2) 略</p> <p data-bbox="163 738 1093 861">(3) _____ 特色ある大学、地域に魅力ある大学づくりに向けた積極的な取組や、理事長のリーダーシップによる機動的・戦略的な運営、業務運営の改善や効率化など、特色ある取組や工夫を積極的に評価する。</p> <p data-bbox="163 877 255 908">(4) 略</p> <p data-bbox="152 971 331 1002">2 評価の方法</p> <p data-bbox="163 1018 255 1048">(1) 略</p> <p data-bbox="163 1064 1093 1187">(2) _____ _____ 中期目標期間における業務の実績評価（以下「中期目標期間評価」という。）を行う。</p> <p data-bbox="199 1203 1093 1326">また、中期目標期間の4年経過時に、<u>中期目標期間の進捗状況及び達成の見込みを評価し、次期中期目標の策定に資す</u>るため、中期目標期間評価の事前評価（以下「事前評価」という。）を行う。</p> <p data-bbox="163 1342 255 1372">(3) 略</p>	<p data-bbox="1249 229 1995 260">公立大学法人山梨県立大学の業務実績に関する評価基本方針</p> <p data-bbox="1659 323 2101 400">平成22年8月25日 山梨県公立大学法人評価委員会決定</p> <p data-bbox="1128 461 2092 584">山梨県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の評価を実施する際の基本的事項を定める。</p> <p data-bbox="1135 647 1366 678">1 評価の基本方針</p> <p data-bbox="1146 692 1344 722">(1)・(2) 略</p> <p data-bbox="1146 738 2076 861">(3) <u>法人化を契機とした</u>、特色ある大学、地域に魅力ある大学づくりに向けた積極的な取組や、理事長のリーダーシップによる機動的・戦略的な運営、業務運営の改善や効率化など、特色ある取組や工夫を積極的に評価する。</p> <p data-bbox="1146 877 1238 908">(4) 略</p> <p data-bbox="1135 971 1314 1002">2 評価の方法</p> <p data-bbox="1146 1018 1238 1048">(1) 略</p> <p data-bbox="1146 1064 2076 1187">(2) <u>各事業年度における業務の実施に関する評価（以下「年度評価」という。）と</u>中期目標期間における業務の実績評価（以下「中期目標期間評価」という。）を行う。</p> <p data-bbox="1205 1203 2076 1326">また、中期目標期間の4年経過時に、_____ 次期中期目標の策定に<u>反映させる</u>ため、中期目標期間評価の事前評価（以下「事前評価」という。）を行う。</p> <p data-bbox="1146 1342 1238 1372">(3) 略</p> <p data-bbox="1182 1433 1339 1463"><u>I 年度評価</u></p>



## 公立大学法人山梨県立大学の各事業年度の業務実績評価実施要領（案）

平成22年8月25日  
山梨県公立大学法人評価委員会決定  
平成29年7月13日  
一部改正  
令和8年2月 日  
廃止

「公立大学法人山梨県立大学の業務実績に関する評価基本方針」に基づき、山梨県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）の実施について必要な事項を定める。

## 1 評価の方針

- (1) 年度評価は、中期目標の達成及び中期計画の実施に向けた法人の事業の進捗状況を確認する観点から行う。
- (2) 年度評価の積み重ねが、中期目標期間終了時における法人の自主的な組織や業務全般の見直しの基礎となることに留意する。
- (3) 教育研究の年度評価に当たっては、その特性に配慮した評価を行う。
- (4) 年度評価の際、法人の取組を社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実に資する観点から、以下の事項を考慮する。
  - ① 法人化を契機とした機動的・戦略的な大学運営の実現に向けた取組を積極的に評価する。
  - ② 法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、法人運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫についても積極的に評価する。
  - ③ 法人の更なる発展のため、次期の中期目標・中期計画の見直しの検討に資するものとする。
  - ④ 中期目標の達成に向けて支障が生じている、又は、生じるおそれがある場合には、その理由（外的要因を含む）についても明らかにするものとする。
  - ⑤ その他法人を取り巻く諸事情を考慮するものとする。

## 2 評価の方法

- (1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、年度計画について法人が自己点検・評価を行い、これをもとに、評価委員会において検証・評価を行う。
- (3) 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、年度計画及び中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価する。
- (4) 評価委員会が評価結果を決定する際には、評価（案）を法人に示すとともに、評価（案）に対する法人からの意見申し出の機会を設ける。

## 3 項目別評価の具体的方法

(1) 項目別評価は、次の小項目、大項目に区分して行う。

- ① 小項目は、②の大項目に係る年度計画記載項目とする。
- ② 大項目は、中期目標の区分を踏まえ、次の11項目とする。
  - I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
    - － 1 教育に関する目標
      - － (1) 教育の成果・内容等に関する目標 [1]
      - － (2) 教育の実施体制等に関する目標 [2]
      - － (3) 学生の支援に関する目標 [3]
    - － 2 研究に関する目標
      - － (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 [4]
      - － (2) 研究実施体制等の整備に関する目標 [5]
    - － 3 大学の国際化に関する目標 [6]
  - II 地域貢献等に関する目標 [7]
  - III 管理運営等に関する目標
    - － 1 業務運営の改善及び効率化に関する目標 [8]
    - － 2 財務内容の改善に関する目標 [9]
    - － 3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 [10]
    - － 4 その他業務運営に関する目標 [11]

(2) 項目別評価は次の手順で行う。

- ① 法人による自己点検・評価
  - 法人は、小項目ごとに、業務実績をI～IVの4段階で自己評価し、計画の実施状況及び判断理由を記述した業務実績報告書を作成する。

評価は以下を基準として行う。

    - IV：年度計画を上回って実施している
    - III：年度計画を順調に実施している
    - II：年度計画を十分には実施していない
    - I：年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない

評価の際に参考となる資料があれば、必要に応じて添付する。
  - また、業務実績報告書には、大項目ごとに、特記事項として以下の項目を記載する。
    - ア 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを目指した財政、組織、人事などの面での特色ある取組
    - イ 法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫
    - ウ 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、又は変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況
    - エ 中期目標の未達成な事項の状況や、達成に向けて支障が生じている（又は生じるおそれがある）場合は、その状況、理由（外的要因を含む）など
    - オ 当該年度以前に評価委員会から指摘された事項についての対応結果など
- ② 評価委員会による法人の自己点検・評価の検証・評価
  - 評価委員会は、業務実績報告書に基づき、法人からのヒアリング等を通じ、業務の

実績等について調査・分析の上、法人の自己点検・評価を検証し、年度計画の達成状況について上記の4段階で評価を行う。

特に、法人による自己評価と評価委員会による評価が異なる場合は判断理由等を示す。

### ③ 評価委員会による大項目の評価

業務実績報告書の検証を踏まえ、大項目ごとの達成状況について、以下のとおりS～Dの5段階で評価するとともに、その判断理由のほか、特筆すべき点や遅れている点についての意見を記述する。

S：特筆すべき進行状況にある（評価委員会が特に認める場合）

A：計画どおり進んでいる（すべてⅢ～Ⅳ）

B：おおむね計画どおり進んでいる（Ⅲ～Ⅳの割合が9割以上）

C：やや遅れている（Ⅲ～Ⅳの割合が9割未満）

D：重大な改善事項がある（評価委員会が特に認める場合）

※上記の判断基準は、計画の進行状況を判断する際の目安であり、法人を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断するものとする。

## 4 全体評価の具体的方法

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の進捗状況について、記述式により総合的に評価を行う。

全体評価においては、法人化を契機とした、特色ある大学、地域に魅力ある大学づくりに向けた積極的な取組や、理事長のリーダーシップによる機動的・戦略的な運営、業務運営の改善や効率化など、特色ある取組や工夫を積極的に評価する。

## 5 年度評価のスケジュール

基本的に次のスケジュールにより実施する。

6月末まで 法人が業務実績報告書を評価委員会に提出

7月～8月 評価委員会による調査・分析（ヒアリングを含む）

評価案の策定

評価案に対して法人からの意見申し出の機会の設定

評価結果の決定、法人への通知、知事への報告

9月 評価結果の議会への報告、公表

## 6 その他

(1) 年度評価に係る業務実績報告書及び評価書の様式は、別紙のとおりとする。

(2) 本実施要領を踏まえつつ、具体的な評価方法等については必要に応じ修正を加えるものとする。

また、本実施要領については、各年度評価の実施結果等を踏まえ、見直し・改善を図るものとする。